

入 札 説 明 書

平成30年度
融雪剤散布機搭載車借入

平成30年11月
奈良県宇陀土木事務所

入 札 説 明 書

奈良県が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。
この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記4の(3)に掲げる者の説明を求められます。

1 公告日 平成30年11月8日(木)

2 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件

融雪剤散布機搭載車の借入

(2) 入札物件の品質規格

融雪剤散布機搭載車 1台(詳細は仕様書による)

(3) 借入期間

平成30年12月17日(月)～平成31年3月22日(金) (95日間)

(4) 納入

納入場所：奈良県宇陀市菟田野松井486-1 宇陀土木事務所

納入時間：落札決定後に協議の上、決定するものとします。

(5) その他詳細については、別紙仕様書のとおり

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(6)のいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目「01賃貸業務」に登録をしており、取扱品目に建設機械がある者であること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係(県庁主棟1階)

電話番号 0742-27-8908(ダイヤルイン)

(3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

(4) この公告に示した物品の品質規格に合致した物品及び数量を確実に納入することができる者であること。

(5) 奈良県内に本社もしくは営業所を有する者であること。

4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、4に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

(1) 提出書類

- ・競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- ・貸出予定の散布機の仕様がわかる書類（メーカーのカタログ・仕様書等の写し等）
- ・貸出予定の車両の仕様がわかる書類（メーカーのカタログ・仕様書等の写し等）
- ・貸出予定の車両の車検証及び自賠責保険証書の写し

(2) 提出期限

平成30年11月28日（水）午後5時まで

(3) 提出先

〒633-2221 宇陀市菟田野松井486-1

奈良県 県土マネジメント部 宇陀土木事務所 用地・管理課 管理係

電話番号 0745-84-9522（ダイヤルイン）

(4) 提出方法及び部数

持参又は郵送により、各1部提出して下さい。

※郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。また、封筒に「融雪剤散布機搭載車借入れにかかる入札参加資格申請書類在中」と朱書きして下さい。

(5) その他

- ・作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- ・提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ・提出された申請書等は返却しません。

(6) 入札参加資格審査結果の通知

- ・入札参加資格申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面により通知します。
- ・入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。）以内に書面を上記の書類の提出先に持参して説明を求めることができます。

5 競争入札に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は別添（様式2）の様式により、FAX・郵便・持参のいずれかによるものとします。いずれの場合も必ず電話にて担当部署に受信確認の連絡を行って下さい。

(2) 提出先

〒633-2221 宇陀市菟田野松井486-1

奈良県 県土マネジメント部 宇陀土木事務所 用地・管理課 管理係

電話番号 0745-84-9522（ダイヤルイン）

FAX 0745-84-2154

(3) 受付期間

平成30年11月13日（火）正午まで

(4) 回答

宇陀土木事務所のホームページに平成30年11月16日（金）以降（予定）に随時掲載します。※電話又は口頭による質問は受け付けません。

6 入札方法

入札は、「2(3)借入期間」に示す期間の借入費用の総価（借入物品の搬入、保守に要する経費、保険の加入に要する経費等を含む。）の金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された単価金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

7 入札説明会

実施しません。

8 入開札の日時及び場所

平成30年12月4日（火）午前10時

〒633-2221 宇陀市菟田野松井486-1

奈良県宇陀土木事務所3階 小会議室A

9 入札書の作成方法等

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨（アラビア数字で表記すること。）とします。

(2) 入札書は別紙様式3によることとします。

(3) 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意してください。

ア 入札者氏名及び押印は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、又印章にあつては本県（会計局総務課調達契約係）に届出済みのものとします。

イ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名及び当該代理人の氏名を記載して押印しておくとともに、委任状（様式4）を持参のうえ、提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は「2(3)借入期間」に示す期間の借入費用の総価（借入物品の搬入、保守に要する経費、保険の加入に要する経費等を含む。）の金額を記入してください。

(4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなければなりません。ただし、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。

(5) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

(6) 入札参加者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執

行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止する場合があります。

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格としますので、競争入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。記載した金額を提出前に変更するときは、新しい入札書を使用してください。

(8) 入札執行回数は、2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、直ちに再入札（2回目）を行います。

10 郵便による入札

(1) 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「融雪剤散布機搭載車の借入れに係る入札書」と朱書してください。平成30年10月12日（金）必着とし、この日以降の到着分は無効とします。なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の郵便を認めるものとします。

(2) 初度入札に係る入札書と共に再度入札にかかる入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札にかかる入札書（又は再度入札辞退を含む）を別々に封緘し、封書の表面に「融雪剤散布機搭載車の借入れに係る入札書（初度入札）」及び「融雪剤散布機搭載車の借入れに係る入札書（再度入札）」（又は「再度入札辞退」）と各々記載してください。

(3) 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

(4) 封緘された入札書が初度又は再度の明記なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (3) その他、入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定方法等

(1) 開札は、入札に参加する者またはその代理人が出席して行うものとします。ただし、郵便による入札が行われた場合は、入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせてこれを行う場合があります。

- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は直ちに再度入札（2回目）を行う場合があります。なお、再度入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届（様式5）を提出して下さい。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。郵便による入札の場合は、入札執行事務に関係ない職員が代理でくじを引きます。
- (4) 再度入札（2回目）の開札で落札者がいない時は、再度入札（2回目）で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

1.3 契約書作成の要否

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については、落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。従って、契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

1.4 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す入札参加申請の手続が必要です。）

1.5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当

することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合 ((6) に該当する場合を除きます。) において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1 6 契約の解除

契約締結後、契約者について 1 6 の (1) から (7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、1 5 の (1) 、 (3) 、 (4) 及び (5) 中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。